



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(133 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222103)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C



133

特科

要写部

発信係 総第 972 号
昭和 44 年 1 月 11 日 時 分 送

電信課長 電信案 (分類) 44.1.11 17.30

略平	第 40 号 (LTF)	主管 杉田 隆夫	起案 昭和 44 年 1 月 11 日
大 臣		主任 杉田 隆夫	起案者 杉田 隆夫 電話番号
政務次官			
事務次官			
外務審議官			
官 房 長			

電信課長

杉田 隆夫
杉田 隆夫

11-110

在 米 吉野 臨時代理 大 公 使 宛 大臣 宛
総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛
総 領 事

件 名 沖縄問題の件

1.10日 本大臣 右京米大使を招き同大使
執任に先立ち 沖縄問題に関する
要領を述べ 本大臣より (1) 今後処理
指針の際 時期を定むること (2) 本土

GB-1 外務省 回覧番号 10531

写 済

並み以上の条件は 暫定的に「子」を給
 付すること (1) 何れも「子」は 朝鮮
 半島の協会が如く 問題なしと思ふが
 会内より更に是等の「核」に 電力的
 に意見が一致すれば 表現形式は考へ
 得べきこと (2) 核をそのまゝでは 核方
 案院周辺体と思ふが 核に「子」
 核に「子」を求めたい 等 諸点
 を「子」に「子」を求めたい 等 諸点
 条件が成就すれば 暫定的に「子」を
 認めると云う 考へは可能なり (1) 12月
 何れも「子」を求めたい 等 諸点
 こと (2) 12月 核に「子」を求めたい 等 諸点
 は 別途 特別 取決を要するが 何れ
 によ「子」に「子」を求めたい 等 諸点

GB-3 外務省

はごまのてはよいが コメントし、更に
次を元何倍も ~~は米肉の奇異鏡袁研~~
を上げのべきを ~~給い~~ せいで。

2. 本会後の際 (1) 今年秋 11月頃の
経理訪米 及び (2) 夏頃の 国際会議
用儀 12月 新路線に 要請する等 正
式に 申入 あり。

表紙は 下記 土俵 解任後 贈取
あり。

(3)